

ナラシ対策の運用見直し（米について事前契約等を要件化）

- ナラシ対策において、具体的な出荷・販売予定に従って計画的に生産された主食用米を対象とすることで、需要に応じた米作りを後押し。
- 具体的には、米について、R 4 年産から、農業者が事前に集出荷業者（JA等）と出荷契約を結んだもの等をナラシの補てん対象とする。

〈ナラシ対策の対象となる米：主食用米〉

現行

- ① 生産者から集出荷業者へのお荷又は販売
 - ・ 翌年3月末までに出荷又は販売されたもの
- ② 生産者から実需者等への直接販売
 - ・ 翌年3月末までに販売契約を結んだもの



見直し後（事前契約等の要件化）

- ① 生産者から集出荷業者へのお荷又は販売
 - ・ 6月末までに出荷契約又は販売契約を結び、
翌年3月末までに出荷又は販売されたもの
- ② 生産者から実需者等への直接販売
 - ・ 6月末までに前年の実績等を基に販売計画を
作成し、翌年3月末までに販売契約を結んだもの

需要に応じた生産を緩やかに担保

事前の出荷契約等を要件化することで、
需要に応じた米生産を強力に推進

※ ナラシ対策の対象農産物のうち、麦と大豆は、既に播種前契約に基づき生産されたもののみが補てんの対象。